

議第22号

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例の制定について

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月1日提出

京都市長 松井孝治

京都市元離宮二条城条例の一部を改正する条例

京都市元離宮二条城条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(開城時間及び休城日)

第2条 元離宮二条城(以下「二条城」という。)の開城時間及び休城日

(二之丸御殿及び本丸御殿を供用しない日を含む。)は、別表第1のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第3条第1項中「別表」を「別表第2」に改め、同条第2項中「二之丸御殿を」を「二之丸御殿又は本丸御殿を」に、「別表」を「別表第2」に改め、「二之丸御殿観覧料」の右に「又は本丸御殿観覧料」を加え、同条第3項中「二之丸御殿観覧料」の右に「及び本丸御殿観覧料」を加え、同条第4項中「別表」を「別表第2」に、「及び二之丸御殿観覧料」を「、二之丸御殿観覧料及び本丸御殿観覧料」に改め、同条第5項中「第4項」を「前項」に改め、「二之丸御殿観覧料」の右に「及び本丸御殿観覧料」を加え、同条第6項中「第5項」を「前項」に改め、「二之丸御殿観覧料」の右に「、本丸御殿観覧料」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「及び二之丸御殿観覧料」を「、二之丸御殿観覧料及び本丸御殿観覧料」に改める。

第4条本文中「二之丸御殿観覧料」の右に「、本丸御殿観覧料」を加える。
別表備考以外の部分を次のように改める。

区 分		単 位	入 城 料 (1人につき) 円	二之丸御殿 観覧料 (1人につき) 円	本丸御殿 観覧料 (1人につき) 円
一 般	個 人	1 回	800	500	1,000
		1 年	2,600		
	団 体	1 回	700	400	
小 学 校 の 児 童		1 回		300	200
中学校及び高等学校の生徒 並びに高等専門学校の学生		1 回		400	300

別表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1 (第2条関係)

区 分	開 城 時 間	休 城 日
二之丸御殿及 び本丸御殿以 外の施設	午前8時45分から 午後5時まで	12月29日から同月31日まで
二之丸御殿		1月、7月、8月及び12月の火曜日(当該火曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日)並びに1月1日から同月3日まで及び12月26日から同月31日まで
本丸御殿		毎月の第3月曜日(休日に当たる場合を除く。)及び第3月曜日の翌日(休日に当たる場合を除く。)並びに1月1日から同月3日まで及び12月26日から同月31日まで

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市元離宮二条城条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による本丸御殿観覧料並びに単位を1年とする入城料、二之丸御殿観覧料及び本丸御殿観覧料の徴収その他本丸御殿を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正前の京都市元離宮二条城条例の規定に基づき単位を1年とする入城料及び二之丸御殿観覧料を納入した者は、その納入により入城し、及び二之丸御殿を観覧することができる期間は、改正後の条例の規定に基づき単位を1年とする入城料、二之丸御殿観覧料及び本丸御殿観覧料を納入した者とみなす。

提案理由

本丸御殿の供用を開始することに伴い、その供用に関し必要な事項を定めるとともに規定を整備する必要があるので提案する。